

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	27 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から同年12月まで  
② 昭和48年7月から同年12月まで  
③ 昭和50年4月から同年9月まで

私は、住所の移動時に国民健康保険や国民年金の加入手続をし、国民年金の窓口の担当者から国民年金保険料を納付するよう言われ、移動時に6か月分の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の氏名のAでなく、Bで払い出され、C区役所の国民年金被保険者名簿でも「D」になっているが、生年月日が申立人と一致し、住所も申立人が居住していた住所に一致することなどから、E年金事務所では、「B」名で払い出された国民年金手帳記号番号は申立人の国民年金手帳記号番号である可能性は高いとしている上、同払出簿に取消のスタンプが押印されているものの、取消理由も分からないとしているなど、行政機関側の記録管理に不手際が見られる。

また、申立人は、住所の移動手続の時に国民年金の担当の窓口から、未納になっている過去の国民年金保険料2年分を納付するよう勧められたが、6か月分の保険料しか持っていないので6か月分の保険料を納付したと主張しており、申立人が6か月分を納付したとする主張に信憑性が認められる。

2 申立期間②及び③について、申立人は、住所の移動の際に6か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間①の保険料を納付した以降の期間の保険料を納付しておらず、申立期間③の保険料を納付した直後に加入手続をして新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるなど不自然である。

また、申立人の口頭意見陳述においても、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付状況等について、これまで調査員が調査した内容、収集した関連資料以上に具体的な申述が得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年2月までの期間及び47年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年2月まで  
② 昭和47年5月

私は、60歳から年金を受給していたが、ねんきん特別便で国民年金保険料の納付期間が合わないことが分かった。申立期間の保険料は納付した記憶があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人の母が、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その母の保険料は、申立期間は納付済みであり、しかもその母は、国民年金制度発足時に53歳であるが、発足時の昭和36年4月から63歳の46年3月まで保険料を納付しており、国民年金制度に対する理解と保険料の納付意識は高かったものと認められ、11か月間と短期間である申立期間①の保険料を納付しなかったのは考え難い。

2 申立期間②について、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者になったので、申立人の国民年金被保険者資格の喪失届出にA市に行った記憶があるとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では、昭和47年5月16日に任意加入、47年6月9日に資格喪失日となっていることから、申立人が資格喪失届出に行ったとする主張に信憑性<sup>びよう</sup>が認められ、同年4月の保険料が納付済みとなっているのに翌月の1か月間と短期間である申立期間②の保険料が未納となっているのは不自然である。

- 3 申立人の国民年金保険料の納付について、国民年金加入期間約 32 年のうち、申立期間①及び②並びに資格喪失届出後の未加入期間 12 月を除いて未納期間は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から 52 年 3 月まで  
② 昭和 55 年 1 月及び同年 2 月

申立期間①について、自営業の準備をするため夫が会社を辞めた昭和 48 年 5 月に、A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を夫が行った際に、私の国民年金の加入手続も一緒に行って、その後は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間②について、夫婦で国民年金保険料を納付していたが、夫は納付済みとなっている。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、夫婦で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 52 年 12 月ころに払い出されたものと推認され、その時点からすると申立期間②は納付可能な期間である上、一緒に納付したとする申立人の夫は納付済みとなっている。

また、申立人が 2 か月と短期間である申立期間②の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その夫が会社を辞めた昭和 48 年 5 月に、A 市役所でその夫の厚生年金保険から国民年金への切替手続と、申立人の国民年金の加入手続をその夫が行い、その後はその夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金

手帳記号番号は、上記のとおり 52 年 12 月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間①のうち 48 年 4 月から 50 年 9 月までは時効により納付できず、50 年 10 月から 52 年 3 月まではさかのぼって納付する期間となるが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとするその夫は、妻の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 7 月まで  
② 昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①及び②について、私が 20 歳になった昭和 53 年ころ、私の父が、A 市役所で国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたはずである。自分でも何度か B 駅前の C 銀行で保険料を納付した記憶がある。

まとめて納付したことも覚えているので、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、20 歳になった昭和 53 年ころ、その父が国民年金の加入手続を行い、申立人及びその父が国民年金保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から 56 年 6 月ころに払い出されたと推認されることから、その時点からすると、申立期間②は現年度納付が可能な期間であり、3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、保険料は申立人及びその父が納付していたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父からは事情を聴取することができず、申立人自身は国民年金の加入手続に関与しておらず、保険料納付に関する記憶も鮮明でないため、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 56 年 6 月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると、53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、同年 4 月から 55 年 7 月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、前述のように国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年 12 月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から同年 12 月まで  
② 昭和 55 年 12 月から 58 年 2 月まで  
③ 昭和 60 年 12 月  
④ 平成元年 12 月

申立期間①、②及び③について、私は会社を退職後、昭和 61 年 1 月に、A 区役所 B 出張所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。その際に同出張所職員から国民年金の空白期間について、「今なら特例でさかのぼって納付が可能で、そうすればすべてつながる。」と説明があり、合計で 13 万円か 14 万円を納付した。領収書を同出張所職員に要求したところ、「特例のため書式が無いので、発行しないことになっているが、入力済みなので心配ない。」と言われた。その後転居した先の市役所や社会保険事務所（当時）でもすべてつながっているとの返事だったので安心していましたが、申立期間①、②及び③が未加入期間になっており、納得できない。

申立期間④について、付加保険料を含む国民年金保険料は口座振替で納付していたが、平成元年 12 月分の付加保険料が未納となっている。付加保険料も漏れなく納付していたはずであるので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、申立人は、付加保険料を含む国民年金保険料については、口座振替で納付していたとしているところ、申立期間④前後の期間は付加保険料を含む国民年金保険料を納付していることから、申立期間④のみの付加保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の被保険者期間に未納は無く保険料の納付意識が高いと認められる上、1か月と短期間である申立期間④の付加保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間④の国民年金保険料は、オンライン記録によると、申立期間後の平成2年7月31日に納付されており、申立期間④の付加保険料が納付されていたとなると、同日に納付したと考えるのが自然であり、これは法令上納付困難な時点となるが、申立期間直後の2年1月及び同年2月の付加保険料を含む国民年金保険料が制度上納付が困難である2年4月に納付されている記録になっており、申立期間についても後日収納された可能性も否定できない。

- 2 申立期間①、②及び③について、申立人は、会社退職後の昭和61年1月に、A区役所B出張所に国民年金の加入手続に行った際に、同出張所職員から、「今なら国民年金の空いている期間を特例でさかのぼって納付が可能で、そうすればすべてつながる。」と説明を受け、合計で13万円か14万円を納付したと申立期間の保険料納付状況を具体的に申し立てているが、61年当時は、時効のため保険料を納付することができない期間をさかのぼって納付できる特例納付制度は実施されておらず、申立内容は当時の保険料納付制度と符合しない。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和48年3月に勤めていた会社を辞め1年半くらいたったころ、母親と二人でA町役場に行き、国民年金の加入手続を行った。保険料については、厚生年金保険につながるようにさかのぼって納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に会社を辞め1年半くらいたったころ、その母親と二人でA町役場に行き国民年金の加入手続をし、さかのぼって保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日から49年9月ころに払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間は納付可能な期間であり、申立人は保険料をさかのぼって納付したと供述している上、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できない特段の事情は見当たらない。

また、国民年金の加入手続を一緒にしたとする申立人の母親は、昭和36年4月に国民年金に加入し、60歳に到達するまでの保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月

平成4年4月から6年3月までの期間の国民年金については、学生免除申請を行っている。平成6年度の国民年金については、当時、無職であったため保険料の納付が困難なことから、8年度になってから1か月分ずつ毎月忘れずに納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年度の国民年金については、当時、無職であったため保険料の納付が困難なことから、8年度になってから1か月分ずつ毎月忘れずに納付していたとしているところ、オンライン記録から、申立期間を除き6年度の保険料が8年度に1か月分ずつ納付されていることが確認できることから、申立人の供述に信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付を申立人自身で行っており、納付方法、納付場所などを具体的に記憶している。

さらに、申立期間の前後の期間は納付済みとなっており、申立人が、1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年8月から61年3月まで

私が20歳(昭和59年\*月)になったころ、短期大学生であったので、父が私の国民年金の加入手続をし、卒業するまでの国民年金保険料を父の勤務先であったA銀行(現在は、B銀行)C支店において父がまとめて納付してくれた。卒業後の60年4月からは、D院にE職として就職したことを契機に、父から私の年金手帳を手渡され、今後は自分で納付するように言われた。私は、薄給の中から苦しいながらも納付書を用いてA銀行F支店において保険料を納付したことを記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳(昭和59年\*月)ころにその父が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その父がまとめて納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得時期から61年3月ころに払い出されていると推認されることから、申立人が主張する国民年金の加入手続時期とは相違するものの、手帳記号番号の払出時点からすると、59年8月から60年3月までは過年度納付できる期間であり、同年4月から61年3月までは現年度納付できる期間である。

また、申立人の納付状況は、申立期間以降に未納は無く、納付意識は高いと推認できる。

さらに、申立人のオンライン記録により、申立人の過年度納付書が昭和61年5月26日に作成されたことが確認できることから、申立期間の保険

料についても、その納付書を用いて過年度納付分及び現年度納付分の保険料をまとめて納付したとする可能性は否定できない。

加えて、申立人の母のオンライン記録から、その母の申立期間の保険料は前納で納付されていることが確認できる上、申立人が 20 か月間と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から49年3月まで

夫が厚生年金保険に未加入の会社に転職した昭和44年2月ころ、私がA区役所B出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をした。保険料についても、私が夫婦二人分を、送られてきた納付書に現金を添えて同出張所かC郵便局で納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和49年1月から同年3月までの期間について、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料をA区役所B出張所かC郵便局で納付していたと主張しているところ、申立人夫婦の保険料の納付年月日が確認できる同年4月から50年6月までの期間については、申立人夫婦の保険料はいずれも同一日に納付されており、申立人とその夫は基本的に一緒に保険料を納付していたものと推認されること、その夫の当該期間は納付済みとなっている上、3か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和44年2月から48年12月までの期間について、申立人は、その夫が厚生年金保険に未加入の会社に転職した44年2月ころにA区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、保険料も同出張所かC郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和49年6月21日発行」と記載されており、その発行時点では、当該期間のうち44年2月から47年3月までの期間は時

効により納付できず、同年4月から48年12月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、申立人は、さかのぼって納付した記憶は無いと供述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の「資格取得」が「昭和44年2月1日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この「資格取得」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡<sup>そきゅう</sup>及して記載するものであることから、加入手続日を特定するものではない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和44年2月から48年12月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金の加入手続や申立期間のうち昭和44年2月から48年12月までの期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA団における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和26年11月10日、被保険者資格喪失日は30年1月9日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和26年11月から27年3月までの期間は6,000円、同年4月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から同年12月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年4月1日から30年6月30日まで  
中学校卒業後、B資格習得のためC校に入校し、1年数か月後に同校を卒業する際、新聞広告でD局の求人に応募し、採用された。  
その後、E団に転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったはずである。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和26年11月10日から30年1月9日までの期間について、F局が保管するG票には、申立人と同姓同名で、生年月日が1年異なる(8年\*月\*日生)ものの、本籍及び当時の住所も申立人と一致する記録が確認でき、同記録によると、26年11月10日備入、30年1月8日解雇となっている。

また、申立人の氏名と読み方が同じで、漢字が1字、生年月日が1年異なる厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)が確認でき、同記録によると、A団における厚生年金保険被保険者資格取得日が上記のG票の雇入日と同じ昭和26年11月10日、被保険者資格喪失日が同票の解雇日の翌日である30年1月9日となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、A団に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、生年月日が1年異なるものの、申立人と氏名が同じで、被保険者資格喪失日も上記厚生年金保険被保険者台帳と同じ昭和30年1月9日（被保険者資格取得日は判読不能）である記録が確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、職場に同姓同名の者はいなかったとしている上、当該被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合となっている被保険者記録は申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立事業所の事業主は、申立人が昭和26年11月10日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、30年1月9日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行っていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和26年11月から27年3月までの期間は6,000円、同年4月から29年4月までの期間は8,000円、同年5月から同年9月までの期間は1万2,000円、同年10月から同年12月までの期間は1万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和26年4月1日から同年11月10日までの期間及び30年1月9日から同年6月30日までの期間について、上記の厚生年金保険被保険者台帳には、厚生年金保険被保険者期間が確認できない。

また、F局では、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の給与からの控除については不明としているなど、当該申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月2日から同年12月1日まで  
株式会社Aに昭和38年4月1日から平成9年7月1日まで勤務していたが、同社C支店から同社D支店へ転勤した際の1か月間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無い。この期間も勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和46年12月1日に同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、法改正により昭和46年11月から適用される予定であった記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録について平成8年4月から10年8月までの期間を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から10年9月11日まで  
社会保険庁(当時)の記録によると、株式会社AにB担当者として勤務していた申立期間の標準報酬月額が減額されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から10年5月までの期間は59万円と記録されていたところ、同年6月1日に申立人を含む10人の標準報酬月額の記録が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられており、申立人の場合は、8年4月から10年5月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。また、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日は、同社が同保険の適用事業所ではなくなった日である同年9月11日であるが、当該日の後の同年9月21日に申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が再度、遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられており、申立人の場合は、8年10月から10年8月までの期間の標準報酬月額が9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主に照会したところ、訂正処理が行われた当時は社会保険料の滞納があったことを認めており、複数の同僚は、「申立人は、取締役ではあったが、厚生年金保険業務には一切関与はしてはいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)において、当該

事業所が適用事業所でなくなった後に<sup>そきゅう</sup>遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間のうち平成8年10月から10年8月までの期間に係る標準報酬月額は、訂正前の記録である9万8,000円に訂正することが必要と認められ、かつ、当該訂正前の記録は、同年6月1日付けの<sup>そきゅう</sup>遡及訂正により記録されたものであり、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実<sup>そきゅう</sup>に即したものと<sup>そきゅう</sup>は考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の8年4月から10年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、59万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 12 月 1 日まで  
株式会社Aに勤務していた申立期間の給与は 20 万円であったのに、厚生年金保険の記録では 8 万円となっている。同社の代表者が第三者委員会で調べてもらい改ざんが確認できたと聞いた。私も同様に改ざんされていると思うので調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 20 万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった日（平成 5 年 12 月 12 日）後の 6 年 1 月 6 日付けで、3 年 12 月 1 日にさかのぼって 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、同社の事業主及び役員が、申立人と同様に平成 6 年 1 月 6 日付けで 3 年 12 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額が訂正されていることがオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、株式会社Aの商業登記簿謄本によると取締役であったことが確認できるが、申立人が担当していたのは電話応対や接客等の一般事務であり、事業主や当時の同僚も、申立人は、社会保険に関する事務は行っていなかったとしている。

また、申立人は、会社の残務整理には一切関与していなかったと供述している上、オンライン記録によると、申立人は、平成 5 年 12 月 1 日にほかの事業所で被保険者資格を取得し、標準報酬月額の訂正処理が行われた

6年1月6日は、当該事業所での被保険者期間であることが確認できることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正に関与する立場になかったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、20万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、同年10月の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月31日から同年11月1日まで

C株式会社には、昭和29年5月14日から平成7年12月14日まで一貫して41年余り勤務していた。

途中、昭和38年11月1日に親会社であるC株式会社が子会社であるA株式会社を吸収合併した時に、子会社にいた私の厚生年金保険被保険者記録は、資格喪失日が同年10月31日と届出されてしまい、この月は年金の記録には反映されない期間とされてしまった。

同年同月は月末まで勤務しているのに、正しい資格喪失日である同年11月1日に訂正して、記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、C株式会社の後継会社である株式会社Bの人事部人事課の担当者及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、C株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和38年11月1日にA株式会社からC株式会社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社に係る事業所別被保険者名簿の昭和38年9月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を、C株式会社D支店に資格変更した発令日である昭和38年11月1日で届出すべきところ、同年10月31日と誤った届出をしたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける平成12年7月1日から13年10月1日までに係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成13年10月1日から15年3月31日までに係る標準報酬月額の記録については、13年10月から14年10月までの期間は36万円に、同年11月から15年1月までの期間は34万円に、同年2月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成13年10月から15年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月1日から15年3月31日まで  
申立期間の株式会社Aにおける標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与の額より低いので、実際の給与に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年7月1日から13年10月1日までの期間については、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける当該期間に係る標準報酬月額は、当初申立人が主張する36万円と記録されていたところ、同年6月22日付けで12年7月1日にさかのぼって24万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、株式会社Aの事業主及び同僚一人については、オンライン記録により、申立人と同様に平成13年6月22日付けで12年7月1日にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時は会社の経営が苦しく、給料の遅配があったと供述している。

加えて、申立人から提出された給与明細書に記載されている厚生年金

保険料の控除額は、申立人の主張する標準報酬月額（36 万円）に基づき算定した厚生年金保険料と合致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 6 月 22 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所（当時）が行った当該遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 12 年 7 月から 13 年 9 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、36 万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間のうち、平成 13 年 10 月から 15 年 2 月までの期間に係る標準報酬月額について、上記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（13 年 10 月 1 日）において、24 万円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高い標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書における保険料控除額から、平成 13 年 10 月から 14 年 10 月までの期間は 36 万円、同年 11 月から 15 年 1 月までの期間は 34 万円、同年 2 月は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことが確認できることから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成15年4月21日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成15年1月から同年3月までの標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月21日から同年4月21日まで  
株式会社Aに勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が保管する株式会社Aが発行した給与明細書（平成14年1月分から15年1月分まで）及び同社が発行した賃金未払い証明書（同年2月分から同年4月分まで）により、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成15年4月29日）より後の同年5月27日付けで、同年1月21日にさかのぼって被保険者資格の喪失処理が行われている上、同社における複数の者についても申立人と同様に同年5月27日付けで相当期間さかのぼって喪失処理が行われていることが確認できる。

また、B年金事務所は、株式会社Aに係る滞納処分票は無いとしているところ、債権消滅不納欠損決議書及び滞納処分執行停止決議書によれば、同社は厚生年金保険料、健康保険料及び児童手当拠出金を滞納し、平成18年6月30日に時効完成により滞納処分の執行停止が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人が平成15年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとする処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年4月21日であると認められる。

また、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、平成14年12月のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和38年12月24日、資格喪失日は42年2月18日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年12月から39年9月までは2万円、同年10月から40年9月までは2万2,000円、同年10月から41年3月までは3万円、同年4月から42年1月までは3万9,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月9日から42年2月18日まで  
社会保険庁(当時)の記録では、株式会社Aにおける私の被保険者期間は4か月しか無いが、私は昭和37年7月に同社に入社し、約4年間継続して勤務した。同社で同僚と写した写真を提出するので、第三者委員会で調査の上、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和38年12月24日から42年2月18日までの期間については、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない被保険者記録(資格取得日は38年12月24日、資格喪失日は42年2月18日)が確認できる。

また、当該未統合の記録における被保険者期間は申立人の申立期間の一部と一致している上、当該記録に係る厚生年金保険被保険者の番号は、既に申立人の基礎年金番号に統合されている番号と一致していることから、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 12 月 24 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42 年 2 月 18 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、株式会社 A に係る当該未統合記録から、昭和 38 年 12 月から 39 年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 40 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 41 年 3 月までは 3 万円、同年 4 月から 42 年 1 月までは 3 万 9,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和 38 年 5 月 9 日から同年 12 月 24 日までの期間については、申立人が所持する株式会社 A に係る社員旅行の写真（38 年夏に撮影）に申立人自身が写っており、同じ写真に写っていて連絡のとれる 3 人の同僚に照会したところ、その全員が、「申立人は、当該期間に株式会社 A に勤務していたことは間違いない。」と供述していることから、申立人は申立期間当時同社に在籍していたことが認められる。

しかしながら、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と業務内容において同質性の高い同僚の二人（そのうちの一人は前述の 3 人のうちの一人）についても、申立人と同様に、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録は無い上、申立人と取得日が同じ昭和 38 年 12 月 24 日及び翌日の同年 12 月 25 日にそれぞれ厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

また、同社の担当者は、「申立期間当時の社会保険加入状況等について知っている従業員は既に退職しているし、当時の事業主も他界しているため、申立人の勤務形態等について、確認することができない。また、当時の関連資料も無い。」と回答しており、申立人に係る当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料控除について、確認をすることができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年1月20日に訂正し、同年1月の標準報酬月額に係る記録を2,400円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年6月17日から同年10月1日まで  
② 昭和24年1月20日から同年2月1日まで

昭和22年6月から株式会社Aに就職し、継続して平成元年3月31日の定年まで勤務した。この間一度も退職をしたことが無いのに、昭和22年6月から同年9月までの期間及び24年1月の厚生年金保険の被保険者記録が無い。これら申立期間の厚生年金保険料は事業主により控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び株式会社Bによる人事記録に係る回答から判断すると、申立人は、申立期間②を含め株式会社Aに継続して勤務し（昭和24年1月20日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②における標準報酬月額は、申立人の株式会社AのC支店における昭和24年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2,400円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料は無いものの納付したとしている

が、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、株式会社Bが回答した人事の記録により、申立人は、昭和22年6月17日に株式会社AのD支店に事務員として採用されたことが認められる。

しかしながら、ほぼ同時期に同社D支店に入社した同僚3人は、厚生年金保険に加入したのは、入社した月より1か月又は2か月後だったと回答しているところ、同社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、いずれも毎月1日付けの取得日となっていることが確認できることを踏まえると、同社においては、入社した月から厚生年金保険に加入させていないことがうかがわれる。

また、同名簿によると、申立人が株式会社AのD支店で昭和22年10月1日に資格取得したことが確認でき、被保険者は資格取得年月日順に記載されており、不自然な点は見られない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿による申立人の資格取得年月日と一致する。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち平成16年7月から同年12月までの期間を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成16年7月から同年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月1日から17年2月6日まで  
社会保険庁（当時）の記録によると株式会社Aに勤務していた平成16年7月から17年1月までの標準報酬月額が、実際の金額よりも低い15万円に引き下げられていることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B町役場（現在は、C市）から提出のあった株式会社Aが作成した申立人の平成16年分の給与支払報告書及び同町の課税証明書により、16年中に申立人が受け取った給与支払総額を月額に割り戻した月額給与に相当する標準報酬月額は32万円となり、同標準報酬月額をもって社会保険料（厚生年金保険、健康保険、雇用保険、介護保険）を当時の料率を使って試算した結果、前述の給与支払報告書及び課税証明書に記載されている年額の社会保険料額にほぼ同額となることから判断すると、申立人は、申立期間のうち16年7月1日から17年1月1日までの期間について、32万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付の義務の履行については、事業主が保管する月額変更届において15万円を標準報酬月額として届け出ていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）

は、標準報酬月額（32 万円）に見合う厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないものと認められる。

一方、申立人は、申立期間のうち平成 17 年 1 月の標準報酬月額についても訂正を主張しているが、申立人に係る平成 18 年度町民税・県民税申告書から厚生年金保険料の控除額を確認できないこと及び申立人に係る平成 18 年度非課税証明書には給与収入が 0 円と記載があることから判断すると、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成13年2月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（28万円）であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成13年3月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年2月1日から14年7月21日まで  
平成13年2月から14年6月までの標準報酬月額が18万円となっているが、当時の給料支払明細書では、給与の支給総額が30万円前後であったので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成13年2月から同年7月までは28万円と記録されていたが、同年7月30日付けで、さかのぼって標準報酬月額を18万円に引き下げられていることが確認できる上、ほかの複数の同僚についても申立人と同様に引き下げられていることが確認できる。

また、元事業主は、申立期間当時、会社は経営不振で、延滞金を含む保険料の納付が厳しい状態にあった旨を供述しており、申立期間において同

社は厚生年金保険料を滞納していた事情がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 7 月 30 日付けで行われた<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理に合理的理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 13 年 2 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28 万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 21 日までの標準報酬月額について、上記<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（13 年 10 月 1 日）において、18 万円と記録されているところ、当該処理については<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人が保管する申立期間に係る給料支払明細書に記載された給与支給額は、オンライン記録における上記訂正後の標準報酬月額よりいずれも高額であることが確認できるものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 13 年 3 月から同年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の平成 13 年 3 月から同年 8 月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、申立期間当時、保険料の滞納が続いたために、実際の報酬月額より低い 18 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めていることから、事業主が 18 万円を報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 2 月及び同年 9 月から 14 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額とすべて一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和34年1月1日に株式会社Aに入社以来、37年3月31日まで同社に勤務しており、同年4月1日に関連会社のB株式会社に異動したが、オンライン記録によると、同年3月21日が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日となっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述及び株式会社Aから申立人に贈られた表彰状（勤続10年以上の職務に対する昭和44年1月24日付けの表彰）から判断すると、申立人が同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（37年4月1日に株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年2月の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が保存している申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者

資格喪失確認通知書及び「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」において、申立人の資格喪失日は昭和 37 年 3 月 21 日と記載されていることが確認できることから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る同年 3 月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで  
ねんきん定期便の記録によると、株式会社A(現在は、株式会社B)に勤務していた期間のうちの申立期間の標準報酬月額が18万円となっているが、59万円が正当と思う。申立期間の給与明細書等の資料を提出するので、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額(59万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、株式会社Bが加入する厚生年金基金及び健康保険組合の加入記録における申立期間の標準報酬月額が59万円であることが確認できる。

さらに、株式会社Bでは、申立期間当時、厚生年金保険、厚生年金基金及び健康保険組合への各種の届出は、複写式の届出様式であったとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額(59万円)に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

## 第1 委員会の結論

1 申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者の資格を取得し 19 年 3 月 17 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る株式会社 A の B 工場における労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までの期間は 20 円、同年 4 月から 19 年 2 月までの期間は 30 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、事業主は、申立人が昭和 26 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し 27 年 1 月 16 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る C 社（現在は、株式会社 D）における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 3 月 17 日まで  
② 昭和 26 年 9 月 1 日から 27 年 1 月 16 日まで

申立期間①について、高等小学校を卒業した後、E 地に所在した株式会社 A に約 2 年間勤務したが、同社で勤務した期間の労働者年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、昭和 23 年 4 月 10 日付けで F 社に採用となり勤務し、その後、C 社設立に向けて、その設立準備員として 26 年 5 月に F 社から C 社に派遣され勤務した。そして、26 年 9 月 1 日付けで F 社職員から C 社職員に人事異動となり、48 年 5 月 25 日に退社するまで C 社に継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されて

いたが、申立期間の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、事業所提出の人事記録及び申立人が記憶している勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間①において株式会社AのB工場に勤務していたことが確認できる。

一方、申立人と生年月日及び氏名が同一の労働者年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、株式会社AのB工場において、労働者年金保険被保険者資格を昭和17年4月1日に取得し19年3月17日に喪失している申立期間①に合致する記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時の勤務実態に関する申立てにおいて、申立人と同姓同名の同僚は勤務していなかった旨供述している上、前述の労働者年金保険の記録は、基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できることを踏まえると、当該被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和17年4月1日に被保険者資格を取得した旨の届出（労働者年金保険法は、昭和17年1月1日から同年5月31日までが準備期間となり、保険料徴収については同年6月1日から行われたため、準備期間中に資格取得手続きが行われても労働者年金被保険者資格は同年6月1日からとなる。）及び19年3月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、当該未統合の労働者年金保険被保険者記録から、昭和17年6月から18年3月までの期間は20円、同年4月から19年2月までの期間は30円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、事業所提出の人事記録及び厚生年金保険被保険者記録、同僚の供述、申立人が記憶している上司及び同僚の氏名並びに勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立期間②においてC社に勤務していたことが確認できる。

一方、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日及び氏名が同一、かつ、申立期間②と合致する記録で、厚生年金保険被保険者資格を昭和26年9月1日に取得し27年1月16日に喪失している記録が確認できる。

また、事業所提出の厚生年金保険被保険者記録によると、申立人がC社において、昭和26年9月1日に資格を取得し27年1月16日に同資

格を喪失した記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②当時の勤務実態に関する申立てにおいて多数の同僚の名前を挙げているほか、申立期間②において申立人と同姓同名の同僚は勤務していなかった旨供述している上、事業所及び同僚照会で回答のあった全員が申立人と同姓同名の社員は勤務していなかった旨供述している。

加えて、前述の厚生年金保険の記録は、基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できることを踏まえると、当該被保険者記録は、申立人のものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 26 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出及び 27 年 1 月 16 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、8,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（B工場）における資格喪失日に係る記録を昭和43年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月28日から同年2月1日まで

A株式会社（現在は、C株式会社）に入社後、D株式会社（A株式会社はD株式会社の協力工場であった）に隣接する工場（B工場）へ出向し、E地にある本社に帰ったのが昭和43年1月前後であった。会社が事務処理をどのようにしたのか分からないが、A株式会社に継続して勤務していた。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、雇用保険の記録、厚生年金基金の記録（事業所による加入日は昭和43年1月1日）及び同僚の被保険者記録から判断すると、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（43年2月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、F基金における当該事業所加入時である昭和43年1月の標準給与額から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「当時の資料が無く、申立てどおりの届出及び保険料を納付したかどうかは不明。」と供述しているところ、申立人の厚生年金保険の記録

と厚生年金基金の記録が一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が、昭和43年1月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から同年4月までの期間及び18年2月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月から同年4月まで  
② 平成18年2月から同年5月まで

申立期間①について、会社を辞めた平成13年1月ころA市B区役所に行き国民年金の加入手続をした。その後に郵送されてきた納付書によって銀行で保険料を納付した。

申立期間②について、結婚して平成18年2月にC市に転居したときに市役所に行き、国民年金の加入手続をした。保険料を納付した店舗はその都度異なるが、D駅かE駅近く又は自宅近くのコンビニエンスストアで納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、会社を辞めた後に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人は申立期間①及び②の加入手続や保険料納付について具体的に覚えていないなど、申立人から申立期間①及び②の保険料納付をうかがわせる事情が得られなかった。

2 申立期間①については、直後の平成13年5月9日に再交付された年金手帳の国民年金資格得喪記録欄に申立期間①に係る資格得喪の記載が無い上、申立期間①について13年3月及び14年8月の2回「勧奨関連対象者一覧」が作成され、申立人に国民年金の加入勧奨が行われており、申立期間②についても、18年4月及び19年8月の2回、申立期間①と同様に「勧奨関連対象者一覧」が作成され、加入勧奨が行われているこ

とが、オンライン記録により確認でき、申立期間①及び②とも加入手続が行われなかったと推認され、未加入期間である申立期間①及び②は制度上保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から60年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和57年7月にA市役所B支所（当時）で国民年金の加入手続を私が行い、当該支所の窓口で夫婦二人分の保険料を毎月現金で私が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和57年7月にA市役所B支所で国民年金の加入手続を申立人が行い、当該支所の窓口で夫婦二人分の保険料を毎月現金で申立人が納付したと申述しているが、納付金額等に関する申立人の記憶が明確ではなく、A市（現在は、C市）においては、申立期間当時は3か月ごとの保険料納付であり、毎月納付したとする申立人の申述と符合しない上、一緒に納付したとするその夫の保険料も未納である。

また、申立人は、昭和57年7月に国民年金の加入手続をした際にB支所の職員から過去2年分の保険料をさかのぼって納付するように勧められたと申述しているが、その時点では、申立人の過去2年間は、57年5月及び同年6月を除いて国民年金の任意加入期間であり、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年10月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、57年7月から58年6月までは時効により納付できない期間であり、引き続き58年7月から60年3月まではさかのぼって納付する期間となるが、申立人からはさかのぼって納付したとす

る申述は得られない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から52年3月まで  
亡くなった父から「20歳になったら、学生でも国民年金に加入しないといけない。」と言われ、20歳になった昭和48年\*月ころ、父がA市役所で国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、20歳になった昭和48年\*月ころ、その父親がA市役所で国民年金への加入手続きを行い、保険料を納付していたとしているが、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父親は既に他界しており、証言が得られないことから、申立期間における国民年金の加入手続き及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は学生であり、任意加入であったところ、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和52年12月26日と記載されていること、及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）にも、申立人の資格取得日は同じく52年12月26日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年8月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 60 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 57 年 7 月に A 市役所 B 支所（当時）で国民年金の加入手続を妻が行い、当該支所の窓口で夫婦二人分の保険料を毎月現金で妻が納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和 57 年 7 月に A 市役所 B 支所で国民年金の加入手続をその妻が行い、当該支所の窓口で夫婦二人分の保険料を毎月現金でその妻が納付したと申述しているが、納付金額等に関するその妻の記憶が明確ではなく、A 市（現在は、C 市）においては、申立期間当時は 3 か月ごとの保険料納付であり、毎月納付したとするその妻の申述と符合しない上、一緒に納付したとするその妻の保険料も未納である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 60 年 10 月ころに払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間のうち、57 年 7 月から 58 年 6 月までは時効により納付できない期間であり、引き続く 58 年 7 月から 60 年 3 月まではさかのぼって納付する期間となるが、その妻からさかのぼって納付したとする申述は得られない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出た形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 5 月から同年 9 月までの期間、43 年 6 月から 55 年 9 月までの期間及び 61 年 8 月から 62 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 9 月まで  
② 昭和 43 年 6 月から 55 年 9 月まで  
③ 昭和 61 年 8 月から 62 年 9 月まで

私は、市役所からの納付書で納付していたはずなので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の国民年金保険料を市役所から送付された納付書により納付していたと申し立てているが、保険料納付についての記憶が明確でないことから保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和 46 年 6 月ころに払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間①及び②のうち 42 年 5 月から 44 年 3 月までは時効により納付することができない期間であり、同年 4 月から 46 年 3 月までの期間はさかのぼって納付する期間であるが、申立人にさかのぼって納付したという記憶は無い上、申立期間②当時の申立人の元妻の保険料は未納となっている。

さらに、申立期間③当時、申立人は、A 市（現在は、B 市）に居住していたが、国民年金の住所変更手続きを行っていないことから国民年金管理上の住所は C 区のままであり、申立人に納付書は届かなかったと推測される。

加えて、申立期間①、②及び③は合計で 167 か月にも及んでおり、かつ、申立人は、申立期間に 4 つの異なる市区に居住しており、これだけ

の長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考え難い。

- 2 申立期間①、②及び③は、平成 21 年 10 月 29 日に厚生年金保険の記録が追加されたことによる未納期間であり、記録が追加される時点までは申立期間①の始期から申立期間③の終期までは一連の未納期間であったと推認され、記録追加の時点からするといずれの申立期間も時効により保険料を納付することができない期間であると考えられる。
- 3 申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から49年3月まで

私が20歳になった昭和45年に、母が私の国民年金の加入手続をし、その後の保険料の納付もしていたと母から聞いていた。私の国民年金についての事情を知っている両親は既に他界しており、なぜ11か月しか納付されていないのか分からない。保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人が20歳になった昭和45年から国民年金に加入し保険料を納付していたことをその母から聞いていたと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母及び申立人の国民年金についての事情を知っていたとするその父は既に他界しており、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から昭和49年4月ころ払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、45年3月から46年12月までの期間は時効により納付できない期間、47年1月から49年3月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、上記のとおり保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年にA市役所から国民年金制度開始の通知が届き、妻が近所の人たちと相談し夫婦二人分の加入手続をした。

昭和36年4月以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年にA市役所から国民年金制度開始の通知が届き、その妻が近所の人たちと相談し夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、36年4月以降は集金人に夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと申し立てている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から38年9月ころに夫婦連番で払い出されていると推認されることから、同時期に加入手続をしたと考えられ、その時点では申立期間のうち36年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から38年3月までの期間は保険料をさかのぼって納付することができる期間であるが、保険料を納付していたとするその妻は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと断言している。

また、申立人夫婦と一緒に国民年金に加入し、同じ集金人に国民年金保険料を納付していたと申立人が述べている知人(B)は、その国民年金手帳記号番号が申立人夫婦と数番違いで申立人と同時期の昭和38年9月ころに払い出されていると推認され、オンライン記録では申立期間の保険料が未納となっていることが確認できる上、当該知人も保険料をさかのぼっ

て納付したことに關する記憶は無い。さらに、もう一人の知人（C）は、オンライン記録によると 36 年 4 月から国民年金保険料が納付済みであるものの、その国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得日から 35 年 10 月から 36 年 4 月までに払い出されたと推認され、その番号は申立人の国民年金手帳記号番号よりも約 1 万 6,000 番前の番号であることから、加入手続の時期が申立人と大きく異なることは明らかである。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 35 年 10 月 1 日」と記載されていることをもって、国民年金制度発足当初に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及<sup>そきゅう</sup>して記載されることから、加入手続日を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年にA市役所から国民年金制度開始の通知が届き、近所の人たちと相談し夫婦二人分の加入手続をした。

昭和36年4月以降、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年にA市役所から国民年金制度開始の通知が届き、近所の人たちと相談し夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、36年4月以降は集金人に夫婦二人分の保険料を毎月納付していたと申し立てている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入被保険者の資格取得日から38年9月ころに夫婦連番で払い出されていると推認されることから、同時期に加入手続をしたと考えられ、その時点では申立期間のうち36年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から38年3月までの期間は保険料をさかのぼって納付することができる期間であるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと断言している。

また、申立人夫婦と一緒に国民年金に加入し、同じ集金人に国民年金保険料を納付していたと申立人が述べている知人(B)は、その国民年金手帳記号番号が申立人夫婦と数番違いで申立人と同時期の昭和38年9月ころに払い出されていると推認され、オンライン記録では申立期間の保険料が未納となっていることが確認できる上、当該知人も保険料をさかのぼって納付したに関する記憶は無い。さらに、もう一人の知人(C)は、

オンライン記録によると 36 年 4 月から国民年金保険料が納付済みであるものの、その国民年金手帳記号番号は前後の被保険者の資格取得日から 35 年 10 月から 36 年 4 月までに払い出されたと推認され、その番号は申立人の国民年金手帳記号番号よりも約 1 万 6,000 番前の番号であることから、加入手続の時期が申立人と大きく異なることは明らかである。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が「昭和 35 年 10 月 1 日」と記載されていることをもって、国民年金制度発足当初に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡<sup>そく</sup>及して記載されることから、加入手続日を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人が行ったとする国民年金の加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 埼玉国民年金 事案 3821 (事案 1761 及び 3220 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月まで  
私は、申立期間について、妻と二人分の国民年金保険料を近所の集金人及び A 金庫で毎月納付していた。  
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、その前妻が近所の集金人に国民年金保険料を納めていたと申し立てているが、申立人が当時居住していた B 区では民間の集金人による保険料徴収を行っていない上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、その前妻も既に他界していることから、保険料の納付状況等は不明であり、また、特例納付を行った事実も確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、毎月自宅に訪れる近所の集金人にその前妻が国民年金保険料を納付していた記憶があると主張して、再申立てを行っているが、申立人の主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとして、平成 22 年 6 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 45 年か 46 年ころからは、毎月自宅に訪れる近所の集金人にその前妻が国民年金保険料を納付し、その後、途中からは、勤務していた店の客である A 金庫の職員に勧められ、同金庫で毎月夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が納付していたと主張しているが、B 区では 45 年 7 月から納付書納付方式を採用し、同区内の金庫で保険料を納付す

ることは可能であったと推認できるものの、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年12月まで

厚生年金保険に未加入の会社に転職した昭和44年2月ころ、妻がA区役所B出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続をしてくれた。保険料についても、妻が夫婦二人分を、送られてきた納付書に現金を添えて同出張所かC郵便局で納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険に未加入の会社に転職した昭和44年2月ころにその妻がA区役所B出張所で国民年金の加入手続をし、保険料もその妻が同出張所かC郵便局で納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には「昭和49年6月21日発行」と記載されており、その発行時点では、申立期間のうち44年2月から47年3月までの期間は時効により納付できず、同年4月から48年12月までの期間はさかのぼって納付する期間となるが、その妻は、さかのぼって納付した記憶は無いと供述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の「資格取得」が「昭和44年2月1日」と記載されていることをもって、当該日に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、この「資格取得」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及<sup>そきゅう</sup>して記載するものであることから、加入手続日を特定するものではない。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の妻が行ったとする国民年金加入手続や申立期間の保険料の納付を裏付ける事情を酌み取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 53 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 20 日から 13 年 2 月 1 日まで  
平成 12 年 4 月 20 日から株式会社Aに派遣社員として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しているので同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主の回答、派遣先事業所の回答、申立人提出の預金通帳の入金記録等から判断すると、申立人が申立期間において株式会社Aに派遣社員として勤務していたと認められる。

しかしながら、株式会社Aでは、同社における申立人の社会保険の資格期間に関する記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が平成 13 年 2 月 1 日（オンライン記録と同じ被保険者資格取得日）となっていることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険料控除を行っていないとしている上、同社で派遣社員として勤務したとする複数の同僚は、同社では数か月の試用期間後に厚生年金保険に加入させていたと供述している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 1 日から 44 年 12 月 31 日まで  
A 株式会社に勤務した申立期間は、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚から、期間の特定はできないものの、申立人がA株式会社に勤務していたとの供述が得られたが、商業登記簿によると、A株式会社は既に解散し、解散時の事業主及び解散当時の同社の親会社であるB株式会社では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存されておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としており、申立期間当時の事業主も他界し申立内容に関して確認することができない上、同僚からも申立人の申立期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間の途中の昭和 44 年 1 月 11 日である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 18 日から 53 年 1 月 1 日まで  
A 区にあった株式会社 B に勤務していた申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の知人が申立人の勤務先として申立期間当時書き留めたとするメモには、申立人主張の勤務先名が記載されている上、商業登記簿によると、株式会社 B（平成 18 年 7 月 \* 日に株式会社 C に商号変更）が A 区で登記されており、同社の元代表取締役（18 年 5 月 8 日付けで退任）の氏名について、申立人は、申立期間当時の社長の名前であるとしていることから、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間当時、株式会社 B に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、日本年金機構 D 事務センターでは、適用事業所名簿において A 区に株式会社 B が確認できないとしており、オンライン記録においても、A 区に株式会社 B 及び株式会社 C が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立事業所から申立内容に関する照会に対し、回答を得られない上、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、上記のとおり、申立事業所が適用事業所として確認できないことから、事業主及び同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 25 日から同年 7 月 29 日まで  
中学校を卒業と同時にA社に就職した。給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたのを見たので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の事業主は、会社は解散しており、申立期間当時の厚生年金保険関係資料は保管していないが、申立期間当時、中学校を卒業して入社した者については、3か月から4か月ほど様子を見るために、厚生年金保険に加入させなかったかもしれないと供述している上、申立期間より前に、中学校を卒業後当該事業所に入社し、申立期間の前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、入社したとする日から被保険者資格取得日まで3年以上の期間がある。

なお、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険証番号に欠番も無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 2 月 9 日から 30 年 2 月 27 日まで  
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで  
社会保険庁（当時）の記録では、申立期間①及び②は脱退手当金を受けていることになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間を算定の基礎として脱退手当金が支給されたことが記載されている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当該脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、昭和 44 年 8 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 28 日から同年 5 月 1 日まで  
日本年金機構の記録では、A株式会社の厚生年金保険の被保険者期間は、昭和 45 年 5 月 1 日からとなっているが、45 年 1 月 28 日から正社員として勤務したため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社に勤務していたと申し立てているが、当該事業所の事業主は、「申立人の氏名は記憶しているが、当時の関連資料はその後火災の被害及び倒産したため無く、担当の妻も亡くなっているため不明。」と回答しており、申立ての事実を確認することができない。

また、申立人は、同僚等の氏名は不明としており、申立期間に勤務していた同僚二人に照会したところ、当該二人は、「40 年以上前のことなので、申立人のことは記憶に無い。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無く、前後の期間の健康保険証の整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 12 日から 58 年 5 月 1 日まで  
A株式会社にて昭和 55 年 1 月 12 日から 58 年 4 月ころまで勤務した。  
その間厚生年金保険料を給与から控除されていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。業務委託契約書と昭和 57 年 1 月度の給与明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した業務委託契約書の内容は、「業務代行を約し契約内容を履行した場合、所定の報酬を支払う。」となっており、申立人は、A株式会社と請負契約を取り交わしたことが確認できる。

また、A株式会社は、「申立人と当社は請負契約を交わしている。雇用契約は結んでおらず申立人に係る社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の被保険者の資格取得は行っておらず、保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、前の事業主で当時の常務取締役及び同僚の一人は、「申立人は、請負契約者であり、B担当であり、会社に毎日出入りしていたが、A株式会社と雇用契約を結んでいる社員ではなかった。」と供述している。

加えて、申立人が提出した昭和 57 年 1 月度の給与明細書は、縦型の手書き用紙で会社名や人事担当者等の押印が無く、基本給、残業手当、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等と源泉税は 0 円と記載されているが、当時の社会保険担当の専務取締役は、「当時の給与明細書は市販の横型の帯状のものであり項目は印刷されていた。また、源泉税は必ず控除していた。縦型の手書き用紙は使用したことが無く、申立人の提出した給与

明細書は当社のものではない。」と供述している上、上記の専務取締役が提出した当時の給与明細書と申立人が提出した給与明細書は形状等が明らかに異なる。また、前の事業主及び複数の同僚も同様な供述をしている。

なお、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料額である2万9,837円は、当時の最高標準報酬月額41万円から算出される厚生年金保険料である2万1,730円と比較して8,000円以上も高い上、上記供述を踏まえると、本給与明細書により、当該事業所が申立期間に係る厚生年金保険料を控除していた事情はうかがえない。

また、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び57年4月から58年4月までの期間は、国民年金の申請免除期間の記録が存在する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4538 (事案 2314 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月1日から28年1月3日まで  
② 昭和33年10月1日から34年11月2日まで  
③ 昭和35年5月1日から36年5月1日まで  
④ 昭和36年5月26日から同年7月1日まで

昭和26年7月1日にA株式会社(申立期間①及び②)に勤務、次に34年11月2日から有限会社B(申立期間③)に勤務、さらに36年5月1日から株式会社Cに連続して勤務しており、健康保険は切れたことが無いはずである。社会保険庁(当時)の記録ではすべての申立期間の記録が無い。申立期間①、②及び③を前回申立てを行ったが認められなかったので納得できず再申立てをする。すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 前回の申立てにおける申立期間①のA株式会社については、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も亡くなっている上、申立期間①において被保険者であり所在の確認ができた同僚がいないため同僚の供述が得られず、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び保険料控除が確認できないこと、申立期間②及び③については、有限会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の両申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当時の同僚一人の供述から、期間の特定はできないものの申立人が申立期間③に勤務していたことは推認できるが、申立人の勤務形態や雇用形態及び厚生年金保険の保険料の控除について供述を得ることができないことな

どから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 1 月 7 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回の申立ては、申立期間①については、A 株式会社に前回申立てより 5 か月早い昭和 26 年 7 月 1 日から勤務していたとしており、申立期間②については、前回は有限会社 B の勤務としていたが A 株式会社勤務であり、期間も継続して勤務していたとしている。

しかし、申立期間①及び②において、新たに所在を確認できた同僚の二人に照会したものの、一人は病気で回答が得られず、もう一人は申立人の記憶が無いとしており、新たな勤務実態や厚生年金保険料控除に係る供述が得られない。

また、申立期間③について、申立人は、前回の申立期間より 2 か月間延長し昭和 36 年 5 月 1 日まで有限会社 B に勤務していたとしているものの、新たな同僚等も見当たらず、勤務実態や厚生年金保険料控除について新たな調査ができない。

さらに、申立人からは、そのほかに新たな資料の提出は無く、従来の主張を繰り返すのみであることから、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められない。

- 3 申立期間④について、今回、新たに昭和 36 年 5 月 26 日から同年 7 月 1 日まで株式会社 C において厚生年金保険被保険者であったと申し立てているところ、当時の被保険者であって所在の確認できた同僚 7 人に照会し 5 人から回答があり、そのうちの同僚一人から期間は特定できないが申立人は勤務していたとの供述が得られたものの、厚生年金保険料の控除については不明としている上、ほかの 4 人はいずれもが申立人について記憶が無いとしており、申立人の厚生年金保険料控除について確認ができない。

また、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間④に係る当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の申立期間④に係る株式会社 C の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票は、健康保険証番号が連番となっており欠番は無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、その他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4539 (事案 3000 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 12 月まで  
社会保険庁 (当時) に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A 社に勤務した昭和 36 年 7 月から 38 年 12 月までの期間が 30 か月空白となっている。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が A 社における同僚の氏名を記憶しており、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている同僚の氏名と一致している上、複数の同僚から申立人が B 担当として同事業所に勤務していた旨の供述を得られたことから、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できるものの、勤務期間について確認することができないこと、事業主が、「申立人は、申立期間どおりの勤務期間であり、厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所 (当時) に資格取得の届出及び納付をしていた。」と供述しているものの、上記被保険者名簿の健康保険被保険者整理番号に欠番が無い上、申立人と同様に縁故によらない複数の同僚の氏名も見当たらないことから、事業主の供述には信憑性が認められないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 4 月 28 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、勤務実態の証拠として 9 人の同僚 (アルバイトであったと供述する同僚を除く) の名前を挙げているが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該同僚 9 人のうち 4 人 (事業主及び事業主の縁戚関係者を除くと、6 人のうち二人) のみ記載されており、申立期間において同事業所における被保険者記録を有する同僚が挙げた事業主の縁戚関

係者を除く同僚7人のうち、同名簿に記載されている同僚は二人のみであることから、事業主は、当時、一部の従業員についてのみ厚生年金保険の加入手続を行ったものと考えられる。

なお、申立人は、「申立期間において、政府管掌健康保険の被保険者としてC院に通院していた。」と主張しているが、同院は、申立期間における診療記録を保管しておらず、ほかに、申立人が申立期間において政府管掌健康保険の被保険者であったことを確認できる関連資料は見当たらない。

これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月から同年 9 月まで

A社（現在は、株式会社B）に勤務したが、年金事務所の記録では、同社C支店で昭和57年2月に標準報酬月額32万円であったものが、同社D支店に転勤後の同年3月から同年9月まで、26万円に下がっている。私は入社してから給与は減額されたことはなく、記録が間違っていると思うので標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社D支店に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和57年3月15日に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額は26万円、及び同年10月は36万円と記録されていることが確認できるところ、当該原票には標準報酬月額を訂正した形跡は見られない。

また、E組合提出の被保険者被扶養者資格台帳簿によれば、申立人が申立期間に当該事業所で資格を取得した時の標準報酬月額は26万円である。

さらに、申立人は、給与を減額されたことがないのに標準報酬月額が下がるのは疑義であるとしているが、株式会社Bの人事部は、「異動に伴い、時間外手当の見込額が異動前の実績額と比べて低い場合等は、標準報酬月額が異動前に比較し減少することは考えられる。」と回答しているところ、申立人が当該事業所に転勤する前に所属していた同社C支店に申立人と同時に入社した男子3人を調査した結果、共に同支店を転勤後に転勤前に比べて低い標準報酬月額で資格を取得している。また、当該事業所に申立期間前後の昭和54年7月から59年3月までに転勤してきた男子の資格取得

者の中には、転勤前に比べて低い標準報酬月額で資格を取得している者が8人いることが確認できる。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月から36年まで  
② 昭和56年4月21日から57年5月31日まで  
③ 昭和58年5月1日から平成3年5月21日まで

年金事務所の記録では、申立期間①のA社B所での厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間②のC株式会社と申立期間③の有限会社Dに勤務した期間が脱退手当金として支給された記録となっているが、受け取った記憶は無いので、調査して各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持している身分証明書から期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①にA社B所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらず、また、法務局で当該事業所名の法人登記は見当たらないところ、当該事業所と同じ住所で申立人が記憶している事業主名と1字違いの代表取締役名の株式会社Eが確認できることから、申立事業所は同社であったものと考えられるものの、同社は昭和41年2月\*日に設立及び登記されている上、厚生年金保険の適用事業所としての記録も確認できない。

また、申立人は、同僚の名前を記憶していないことから、保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金請求書を提出した憶え<sup>おぼ</sup>も無く、脱退手当金は受給していないとしているが、オンライン記録によれば、申立人の脱退手当金支給は申立人が60歳に達した後の平成4年2月21日とされており、脱退手当金受給申出書は3年12月19日付けでF社会保険事務所（当時）に提出されていることが確認できる。

また、脱退手当金裁定請求書をみると、申立人の記名及び押印がされており、記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人への脱退手当金の支給方法をみると、申立人の当時の住所地に近いG銀行H支店の申立人名義の預金口座に振り込まれていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年2月2日から31年8月24日まで  
昭和28年1月16日から32年1月30日までA株式会社に勤務した期間のうち、29年2月2日から31年8月24日までの厚生年金保険被保険者としての記録が無いことが分かった。保険料控除についての記憶は無いが、この期間も継続して勤務していたことは確かなので、欠落している年金記録を回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社において、当初はB契約としてC業務に携わっていたが、昭和28年1月16日からは社員に採用されて、32年1月30日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無いと主張している。

しかしながら、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認された同僚で、事情照会に対して回答のあった4人のうち、昭和31年6月10日及び32年6月20日に被保険者資格を取得している二人については、一人は入社から3年ほど、一人は17か月ほどの厚生年金保険に未加入の期間があったと供述している上、申立人が申立期間当時にD県から集団就職して来た同僚として名を挙げた4人のうち3人については、当該被保険者名簿に見当たらないことから、同社における厚生年金保険の加入についての取扱いは、一律ではなかったことがうかがえる。

また、前述の回答のあった4人の同僚も申立人を知らないとしており、申立人が名を挙げた同僚のうち健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認のできた二人については、一人は死亡し、一人は連絡先が不明である上、A株式会社は昭和29年3月\*日に解散し、オンラインの記録から同じ適用

事業所として事業が引き継がれたことが認められる株式会社Eも、59年12月\*日に休眠会社として解散しており、同社の解散時の代表取締役は他界しているため、申立期間当時の事情を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間に係る記録はオンラインの記録と一致しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月ころから 27 年 1 月ころまで  
主人が亡くなり、25 年たって遺品を整理していたら、昭和 24 年 4 月から 27 年 1 月まで A 市の B 株式会社 に在籍していたことが記載された履歴書の下書きが見つかった。

この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記載したと推認される自身の履歴書の下書きから、申立人が申立期間当時に B 株式会社 に勤務していたことがうかがえるものの、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態については確認することができない。

また、B 株式会社 に勤務していた同僚について、連絡の取れた 3 人のうち二人から供述を得ることができ、うち一人は、「当時、会社全体の人数は 15 人くらいと小規模で、本社事務所と工場の 2 か所に就業場所があったが、自分は、本社そばの宿舎から 30 分掛けるの工場勤務であり、本社、宿舎、工場のすべてに申立人はいなかった。」とし、うち一人は、「自分が働いていた期間の同僚は今でも思い出せるが、申立人のことは分からない。」と供述している。

さらに、B 株式会社 に係る申立人の申立期間における勤務実態、保険料控除について、申立人の兄弟姉妹も既に亡くなっていることから、当時の

詳細について確認することができない。

加えて、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月 1 日から 62 年 10 月 31 日まで  
② 昭和 62 年 10 月 31 日から 63 年 1 月 1 日まで

ねんきん定期便により A 株式会社に勤務していた期間のうち、申立期間①について、標準報酬月額が 30 万円のはずが 9 万 8,000 円と実際の給料に比べ低い額で記録されていることを知った。自分が経理担当役員であり標準報酬月額の減額訂正の手続はしていない。上記期間について、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、同事業所における被保険者資格の喪失日は昭和 62 年 10 月 31 日となっているが、事業所は同年 12 月末ころまで営業していたはずだ。間違いなく勤務していたので、資格喪失日の記録を 63 年 1 月 1 日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、昭和 60 年 4 月 1 日の随時改定で 30 万円から 9 万 8,000 円に減額改定され、同年 10 月及び 61 年 10 月の定時決定においても 9 万 8,000 円と記録されており、さかのぼった訂正等の不自然な処理の形跡は見当たらない。

また、A 株式会社は昭和 62 年 10 月 31 日に適用事業所ではなくなっており、経理担当役員であり社会保険を担当していた申立人は、「賃金台帳等及び社会保険に関連する資料は、自分が担当していたが、すべて

処分したので何も残っていない。」と供述している上、申立期間に被保険者資格がある同僚は一人いるものの、連絡が取れず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、オンライン記録ではA株式会社は昭和 62 年 10 月 31 日付けで適用事業所ではなくなっており、当該期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、「事業所が倒産した昭和 63 年 1 月ころまで、社員が数人勤務していたはずだ。5 人の名前は記憶している。」と具体的な名前を挙げて供述しているところ、オンライン記録及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、当該同僚のうち 3 人は 60 年 2 月 14 日に、残る二人は同年 3 月 1 日にそれぞれ被保険者資格を喪失している。なお、当該同僚 3 人は、資格喪失日と同日付けで国民年金に加入しており、保険料納付済期間として記録されていることが確認できる。

さらに、そのうちの一人は、「時期ははっきり記憶にないが、資格喪失後も会社が倒産するまで働いていた。自分以外にも同じように働いていた同僚 3 人の名前を記憶している。」と供述しているところ、当該 3 人の同僚の氏名と申立人の記憶している社員の氏名は一致しており、申立人の供述どおりであることが確認できるものの、当該同僚は、資格喪失後の保険料控除については「国民年金に加入したので、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書や賃金台帳等の関連資料を保管していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 31 日から 56 年 1 月 1 日まで  
昭和 55 年 5 月株式会社 A（現在は、株式会社 B）に入社し、C 所を経て D 所に勤務した。同年 12 月末日付けで退職届を出し退職したが、同月 31 日は同所の全員が休みだった。月末退職なので資格喪失日は 56 年 1 月 1 日のはずである。調べて厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A に昭和 55 年 12 月 30 日まで勤務していたが、退職願は同月 31 日付けで提出していたので、退職日は同日であると申し立てているが、株式会社 B は当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険の資格喪失に係る届出日、申立期間の厚生年金保険料の控除及び納付については不明としている上、申立人が当初勤務した C 所の上司は、「1 つ 1 つの細かい記憶は無いが、当時は最後の勤務日を退社日にしていた記憶がある。」と供述している。

また、申立人は、D 所の上司については姓のみで名を覚えておらず、同僚の氏名の記憶も無いため、上司及び同僚の特定と照会ができず、申立人と同時期に勤務していた同僚に照会するも、申立人の勤務状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録の離職日は、昭和 55 年 12 月 30 日となっており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の資格喪失日は同月 31 日となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月 4 日から 61 年 3 月 16 日まで  
申立期間は株式会社A（現在は、株式会社B）のC店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間の一部に係る給与明細書及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間において、株式会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間の一部に係る給与明細書及び昭和 59 年源泉徴収票には厚生年金保険料控除額の記載が無い上、株式会社Bに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者期間は、昭和 61 年 3 月 16 日から 62 年 8 月 1 日までであり、申立期間においては厚生年金保険に加入していなかったと回答している。

また、申立人のD組合に係る被保険者期間については、昭和 61 年 3 月 16 日から 62 年 8 月 1 日までとなっている上、申立人は、申立期間において、E市国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人のF基金に係る加入期間は、昭和 61 年 3 月 16 日から 62 年 8 月 1 日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年ころから 46 年 7 月 1 日まで  
昭和 43 年ころから、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が 46 年 7 月 1 日から 47 年 12 月 31 日までしか無い。46 年 6 月に結婚し、会社関係者に出席してもらっているため、同事業所には、少なくとも 3、4 年は勤務している。申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、株式会社Bの事業主は、申立人の勤務期間は昭和 46 年 7 月 1 日からと供述している上、C会（D基金から引継ぎ）及び雇用保険の記録も同日から資格取得となっていることが確認できる。

また、株式会社Bでは、株式会社Aに関する当時の関係資料（上記、勤務期間に関する資料を除く）は無いとしている上、申立期間に係る同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除等について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 3 月 1 日まで  
私の株式会社Aにおける、平成 6 年 8 月から 7 年 2 月までの標準報酬月額が 53 万円又は 59 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているが、当該期間の私の報酬月額は 80 万円であったので、申立期間の私の年金記録を訂正してほしい。なお、申立期間当時、私は同社の代表取締役を務めており、会社は経営不振で資金繰りには苦勞していたが、社会保険料等の滞納は無かった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役として勤務した株式会社Aは、オンライン記録により、平成 7 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の同社における標準報酬月額は、同日以降の同年 4 月 12 日に、6 年 8 月から 7 年 2 月までの期間について 53 万円又は 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

しかし、申立人は、上記標準報酬月額の訂正があった当時、株式会社Aの代表取締役を務めていたことが同社の閉鎖登記簿謄本から確認できる。

また、申立人は、当該訂正処理が行われた当時、経営不振で資金繰りに苦勞していたが、申立事業所には社会保険料等の滞納は無かったと供述しているところ、申立人が提出した同社の平成 7 年 5 月 31 日決算期の同社の決算書付属明細書において、申立期間当時の同社の資金繰りは苦しかったことがうかがわれる上、同社の社会保険関係業務に関与していたとしている社会保険労務士は「書類が残っていないため分からないが、当時社会保険料の滞納があった気がする。」と供述している。

さらに、同社の決算、税務申告等の業務に関与していたとしている公認会計士は「同社の経理、社会保険事務等の担当者は平成6年以前に退職した。」と供述しており、また、前述の社会保険労務士は「通常の手続関係の業務に従事していたのみである。」と供述しており、訂正処理が行われた当時、同社において厚生年金保険について届出等を行う権限を有する者は申立人以外にはいなかったと考えられることから、当該記録訂正について、申立人の関与又は同意があったと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から同年9月1日まで  
② 平成元年11月7日から同年12月25日まで

私は、A校を卒業後、平成元年4月1日から同年12月25日まで有限会社Bに継続して勤務していたが、申立期間の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び申立期間当時の元同僚の供述から、申立人が平成元年3月27日から同年11月10日まで有限会社Bに勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元同僚は「有限会社Bにおいては、採用当初は試用期間としていた。申立期間①は試用期間中で厚生年金保険料の控除は無かった。」と回答している。

また、当該事業所は平成7年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の事業主は既に他界していることから供述を得られない上、申立期間当時の取締役は「経理・社会保険関係の手続は、亡くなった社長が外部に委託していた。当時の資料も無いため申立人に係る雇用期間、保険料控除、保険料納付等については、いずれも不明。」と回答していることから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月1日から59年7月1日まで

昭和57年4月1日から59年6月30日までA園に勤務した。当初は事務員であったが、半年後に園長になった。私の厚生年金保険被保険者記録に、同園で被保険者資格を取得した記録が無い。給与から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A園が保管している労働者名簿には、申立人が、同園に昭和57年4月1日から59年6月30日まで勤務していたと記載されていることから、申立人は、申立期間に同園に勤務していたと認められる。

しかしながら、A園は、「当園が社会保険の適用事業所となったのは昭和57年10月13日であり、同日に被保険者資格を取得した7人についての被保険者資格取得確認通知書はあるが、申立人が当園で被保険者資格を取得した書類は見当たらない」と供述している。

また、A園に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人が申立期間に同園で被保険者資格を取得した記録は無く、同期間の健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、当時の当該事業所の理事長は死亡していることから、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 20 日から同年 11 月 10 日まで  
昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 1 月 17 日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、40 年 3 月 20 日から同年 11 月 10 日までの厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。途中退職などすることもなく勤務していたので、当該期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人は、勤務していたと記憶しているが、当時の資料が無いので勤務期間などの詳細は分からない。」旨の供述をしている。

また、申立期間当時にA社において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間に係る資格喪失日と資格取得日とがオンライン記録と符合していることが確認でき、申立期間に申立人の被保険者期間は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで  
② 昭和 43 年 5 月から 48 年まで  
③ 昭和 48 年から 63 年まで

昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで a 株式会社に、43 年 5 月から 48 年まで b 株式会社に、48 年から 63 年まで c 株式会社の d 地周辺及び e 地周辺の営業所において f 職として勤務したが、この期間について厚生年金保険の被保険者期間とされていない。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の a 株式会社の所在地についての供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社における業務に従事していたことはうかがえる。

しかし、申立人は、上司及び同僚の氏名を記憶しておらず、a 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立人と同時期に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 14 人に申立人について問い合わせたところ、9 人から回答を得たが申立人を記憶している者はいなかった。

また、複数の同僚は、「a 株式会社においては 2 種類の賃金制度（A 賃金、B 賃金）があり、A 賃金の f 職は基本給に出来高を加算する賃金制度であり、厚生年金保険と健康保険に加入していたが、B 賃金の f 職は売上を会社と折半する賃金制度であり、同制度下の f 職は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、a 株式会社は、申立人の同社における勤務については確認で

きないとしている上、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は見当たらず、かつ、整理番号に欠落も無いことから、申立人の同社における厚生年金保険の加入を確認することはできなかつた。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、g 株式会社又は h 株式会社に勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険適用事業所名簿により、g 株式会社又は h 株式会社と類似の名称の厚生年金保険適用事業所を確認することはできなかつた。

また、国土交通省 i 局は、昭和 20 年以降の紙台帳による記録を含め、当該名称の事業所の記録は見当たらないと回答している上、j 会も、当該名称の事業所が会に加入したことはないとは回答している。

なお、オンライン記録により、申立人及び申立人の妻が申立期間②において、国民年金に加入していること及び当該保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人は、c 株式会社の d 地周辺及び e 地周辺の営業所に勤務し、同期間において厚生年金保険の被保険者であったと主張しているが、c 株式会社は、申立人の同社における勤務については確認できないとしている上、同社が d 地周辺及び e 地周辺に営業所を開設したことはないとは回答しているところ、オンライン記録により、申立人の申し立てた d 地周辺及び e 地周辺地域において c 株式会社に係る厚生年金保険適用事業所（営業所）を確認することはできなかつた。

また、申立期間③において c 株式会社本社で社会保険事務を担当していた同僚は、運転手の厚生年金保険資格の取得及び喪失事務は各営業所で行っていたと供述している上、d 地周辺及び e 地周辺に同社の営業所が存在した記憶は無いと供述している。

なお、オンライン記録により、申立人及び申立人の妻が申立期間③において、国民年金に加入していること並びに当該保険料及び付加保険料が納付済みとなっていることが確認できる上、申立人がk市に転居した昭和55年3月以降63年12月までの期間において、k市の国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無い上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 4564 (事案 309 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 2 月から同年 10 月まで

A 株式会社に昭和 34 年 2 月に就職し、同年 10 月に B 株式会社に転職したが、社会保険庁 (当時) の記録では、同年 10 月から 35 年 3 月まで、両社の厚生年金保険に二重に加入している。両社から給与を受けていたわけではなく、二重に加入した事実はない。

A 株式会社は、昭和 34 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、適用前の給与から控除されていた保険料を、同社を退職後に事業主が社会保険事務所 (当時) にスライドして届出をしたと考えられる。

昭和 34 年 10 月から 35 年 3 月までの標準報酬月額は、A 株式会社と B 株式会社の月額を合算した額になっているが、上限額を超えたことにより損失が発生している。その上、加入月数は合算されていない。

合算された 6 か月と上限額を超えたことにより発生した損失を補填<sup>てん</sup>してほしい旨の申立てを前回も行ったが、認められなかった。

新たな資料はないが、納得できないので再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 10 月 17 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の再申立てに際し、申立人からは、新たな資料の提出が無いため、前回照会した同僚二人に対し、その供述内容の再確認を行うとともに、新

たな一人に照会したが、いずれも「A株式会社が厚生年金保険の適用事業所になる前は、給与から保険料は控除されていなかった。」と供述している。

また、申立人は、申立期間において、A株式会社とB株式会社に重複して勤務したことも、二重に給与を受けた事実も無いと供述しているところ、上記同僚のうちの一人は、「申立人は、はっきりと退職の意思表示をして辞めたのではなく、いつの間にか出社しなくなったように記憶している。それで、厚生年金保険の喪失の手続が遅れたのかもしれない。」と供述している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間を合算したことにより発生した損失を補填してほしい旨の主張をしているが、年金記録確認第三者委員会は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かを踏まえ、年金記録の訂正の要否を判断する機関であることから、社会保険事務所が制度上合算処理を行ったことの当否を判断することはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 4 日から 38 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 6 月 4 日に A 施設を修了し、翌日から臨時雇用員として B 施設（C 職）に配属され、38 年 8 月 1 日に試用員となり、同年 10 月 1 日に職員を命じられ D 組合に加入した。

しかしながら、E 局（現在は、F 株式会社）における昭和 37 年 6 月 4 日から 38 年 10 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した G 団発行の履歴カードにより、申立人が、昭和 37 年 6 月 5 日から 38 年 7 月末までは臨時雇用員として、同年 8 月 1 日から同年 9 月末までは試用員として E 局に就業していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険適用事業所名簿によると、E 局は昭和 38 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、H 社は、当時の資料は保存期間経過のため履歴カード以外は無いが、「I は、昭和 38 年 9 月 7 日に『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』（J 第 435 号）を定め、臨時雇用員や試用員の厚生年金保険等への加入の制度化を図っていることから、申立期間については、厚生年金保険に加入していた事実はない。」旨の回答をしている。

さらに、E 局が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 12 月 1 日に資格を取得した同僚の一人は、適用前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚の一人は、「当時の日給 310 円から、

印紙税 10 円が保険料として控除されていたと記憶している。」と供述しているが、印紙税 10 円は当該同僚の日雇健康保険料に相当する額であることから、申立期間当時、申立人は、日雇健康保険に加入していたことがうかがわれる。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 2 月 ころから同年 10 月 ころまで  
② 平成 11 年 1 月 ころから 12 年 5 月 ころまで  
③ 平成 16 年 1 月 ころから 17 年 9 月 30 日 まで

申立期間①及び②については、A株式会社から派遣されてB株式会社C部（現在は、D株式会社）に勤務していたが、厚生年金保険料は控除されていたと思う。

申立期間③については、株式会社Eからの紹介で派遣された株式会社Fに勤務していたので、給与から保険料が控除されていたと思う。給与は株式会社Eから支払われていると思っていたが、通帳の給与振込者は株式会社Fだったので、途中から株式会社Fに直接雇用されていたのかもしれない。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人がA株式会社に派遣社員として勤務していたと主張する申立期間①及び②について、申立期間②については、派遣元のA株式会社の供述から、申立人は、平成 11 年 2 月 26 日から 12 年 5 月 11 日までの期間について、A株式会社に派遣社員として勤務していたことがうかがえる。

しかし、派遣元のA株式会社は申立期間①及び②のうち平成 11 年 1 月について、申立人の在籍していた記録が確認できず、申立期間②のうち、同年 2 月 26 日から 12 年 5 月 11 日までの期間についても申立人は正社員の所定労働時間に満たなかったため、厚生年金保険には加入していないと思われると供述している。

また、派遣先のD株式会社は派遣社員の給与の支払や厚生年金保険の加入手続等は当社側では行っておらず、資料が無いため不明と供述している。

さらに、申立人は、申立人と同様にA株式会社からB株式会社C部に勤務していた当時の同僚として二人の名前を挙げているが、オンライン記録において、いずれもA株式会社の厚生年金保険被保険者には見当たらず、氏名検索を行ったがそれらしい者を特定することができなかつた上、申立期間①のうち平成9年4月から同年7月までの期間における申立人の国民年金に係る記録については、当該期間の国民年金保険料が現年度において納付済みとなっている記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③のうち、平成16年2月7日から同年5月7日までの期間については、派遣元の株式会社Eの供述及び賃金台帳により、当該事業所の派遣職員として勤務していたことが確認でき、同年6月から17年9月までの期間については、派遣先の株式会社Fの供述及び業務委託契約書並びに同僚の供述により、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、平成16年1月については、派遣元の株式会社E及び派遣先の株式会社Fにおいて勤務していたことが確認できず、同年2月7日から同年5月7日までの期間については、派遣元の株式会社Eの賃金台帳により、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認でき、同年6月から17年9月までの期間については、派遣先の株式会社F業務委託契約書により、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

また、申立人と同時期に株式会社Fに勤務していた者に照会をしたが、厚生年金保険料の控除の有無について具体的な供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料

を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月23日から26年1月2日まで  
② 昭和26年7月1日から同年9月25日ころまで  
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の通知を受けた。A所（現在は、B所）に所属し、C業務で退職まで同一職場に勤務し、給与も継続して支給されていたと記憶している。厚生年金保険被保険者記録に空白があることに納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について申立人は、A所所属のD員として途中退職することなく昭和26年9月25日ころまで継続勤務していたと主張しているが、B所は「EのD員に係る当時の資料が保存されてないため、申立人に係る雇用状況、勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無については不明である。ちなみにFのD員については、当時の資料により、原則として1年未満で雇用し、2週間以上の期間を空けてから再雇用をしていたようである。」と回答している。

また、A所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が当該事業所で昭和25年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月23日に資格を喪失した後、再度26年1月2日に資格を取得し同年7月1日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る上記被保険者名簿により、申立人と同日に資格取得した114人のうち申立人とほぼ同様の資格記録と住所が確認できる

19人に照会したところ11人から回答があったが、申立人を記憶している者がいない上、申立内容を裏付ける具体的な供述も得ることができなかった。

加えて、申立人が申立人と一緒に就職し、ほぼ同じころに退職したとしている同僚の被保険者記録は、上記被保険者名簿により申立人の記録とほぼ同じであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 55 年 2 月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた期間が無いことが判明した。同社では正社員として営業の事務をしていた。当時の上司のことも記憶している。勤務していたことに間違いがないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、株式会社Aに勤務していたことは、同僚の供述によりうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において昭和 55 年 11 月 14 日付けで健康保険厚生年金保険適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所の新規適用時に被保険者であった同僚に照会したところ、「当時、社長から、会社の経営が安定する見通しがついたので社会保険に加入する旨の説明があり、昭和 55 年 11 月から社会保険に加入した。厚生年金保険料は加入してから控除された。」との供述があった上、申立人が同社を退社した後に入社した同僚は、入社時に担当者から、「社会保険に加入するための準備を進めているとの説明を受けた。同年 11 月に社会保険に加入してから厚生年金保険料の控除が行われた。」と供述している。

さらに、事業主は、「申立人が勤務していたのは、当社が厚生年金保険の新規適用となる前の期間であるので保険料の控除は行っていない。また、ほかの所在地で適用事業所となったことはない。」と回答している上、申

立人が親会社であると説明している株式会社C（株式会社Aと事業主が同一人）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号は連番で付番され欠番の無いことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。